



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法 (母子・父子自立支援員)</p> <p>第八条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。</p> <p>2 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。</p> <p>二 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。</p> <p>3 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>(福祉事務所)</p> <p>第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>一 母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。</p> <p>二 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法 (母子家庭自立支援給付金)</p> <p>第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。</p> <p>二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）</p> <p>三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの (父子家庭自立支援給付金)</p> <p>第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して高等職業訓練促進給付金（以下「職業訓練給付金」という。）及び高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、当該母子家庭及び父子家庭の生活の負担の軽減を図るとともに、就労のために必要な資格取得を容易にし、もって母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に資することを目的とする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法 (母子家庭自立支援給付金)</p> <p>第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。</p> <p>一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）</p> <p>二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）</p> <p>三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの (父子家庭自立支援給付金)</p> <p>第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給することにより、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法 (母子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>(父子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第三十一条の七 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>(寡婦日常生活支援事業)</p> <p>第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>・茅ヶ崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条及び第31条の7並びに第33条の規定に基づく便宜の供与(以下「日常生活支援サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市養育費確保支援事業補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 養育費確保に係る法的手続き等に要する費用を負担するひとり親家庭等に対し、茅ヶ崎市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援することを目的とする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又はその児童が高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の負担軽減を図ることにより、効果的にひとり親家庭の親及びその児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職につなげていくことを目的として支給する給付金について、必要な事項を定めるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・児童手当法 (認定)</p> <p>第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。</p> <p>(支給及び支払)</p> <p>第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・児童扶養手当法 (支給要件)</p> <p>第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(認定)</p> <p>第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件)</p> <p>第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。</p> <p>(認定)</p> <p>第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。</p> <p>(市町村長が行う事務等)</p> <p>第三十八条 特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第三十九条の二 この法律（第二十二条第二項及び第二十五条（第二十六条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>・茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年茅ヶ崎市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。</li> <li>・茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年茅ヶ崎市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・母子保健法 (給付)</p> <p>第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 診察</p> <p>二 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>三 医学的処置、手術及びその他の治療</p> <p>四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>五 移送</p> <p>第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。</p> <p>・茅ヶ崎市養育医療に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条に規定する養育医療について、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)及び母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (自立支援医療費の支給認定)</p> <p>第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。</p> <p>(申請)</p> <p>第五十三条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。</p> <p>(支給認定等)</p> <p>第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。</p> <p>3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給認定障害者等」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、ファミリー・サポート・センターによる育児の援助事業に関し必要な事項を定め、もって安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市子育て短期支援事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市子育て短期支援事業(保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。第6条において同じ。)の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、当該児童を短期的に預かり養育する事業をいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>								
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市子育て支援センター条例 (設置、名称及び位置) 第2条 子育てをする者を支援し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため茅ヶ崎市子育て支援センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="316 477 1225 658"> <tr> <td>茅ヶ崎駅北口子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市新栄町13番44号</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎駅南口子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号</td> </tr> <tr> <td>香川駅前子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市香川五丁目3番17号</td> </tr> <tr> <td>浜竹子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号</td> </tr> </table> <p>・茅ヶ崎市子育て支援センター条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、茅ヶ崎市子育て支援センター条例(平成27年茅ヶ崎市条例第14号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	茅ヶ崎市新栄町13番44号	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号	香川駅前子育て支援センター	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	浜竹子育て支援センター	茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号
茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	茅ヶ崎市新栄町13番44号								
茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号								
香川駅前子育て支援センター	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号								
浜竹子育て支援センター	茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号								



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市子ども未来応援基金条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども未来応援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 子育てに関する施策を推進するため、茅ヶ崎市子ども未来応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 市の資金</li><li>(2) 基金の趣旨に沿う寄附金</li></ol>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・こども基本法</p> <p>第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。</p> <p>5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>・子ども・子育て支援法</p> <p>第61条 市町村は、基本方針に則して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。</p> <p>三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。</p> <p>四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>・茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>								
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市子育て支援センター条例 (設置、名称及び位置) 第2条 子育てをする者を支援し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため茅ヶ崎市子育て支援センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="316 474 1225 658"> <tr> <td>茅ヶ崎駅北口子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市新栄町13番44号</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎駅南口子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号</td> </tr> <tr> <td>香川駅前子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市香川五丁目3番17号</td> </tr> <tr> <td>浜竹子育て支援センター</td> <td>茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号</td> </tr> </table> <p>・茅ヶ崎市子育て支援センター条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、茅ヶ崎市子育て支援センター条例(平成27年茅ヶ崎市条例第14号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>・地方自治法 第二百四十四条の二 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p>	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	茅ヶ崎市新栄町13番44号	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号	香川駅前子育て支援センター	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	浜竹子育て支援センター	茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号
茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	茅ヶ崎市新栄町13番44号								
茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	茅ヶ崎市共恵一丁目1番5号								
香川駅前子育て支援センター	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号								
浜竹子育て支援センター	茅ヶ崎市浜竹三丁目1番14号								



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、ファミリー・サポート・センターによる育児の援助事業に関し必要な事項を定め、もって安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。</p>